

令和7年

目黒区教育委員会

第16回定例会会議録

(令和7年5月20日開催)

## 第16回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和7年5月20日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	片山覚
	教育委員会委員	若井田正文
	教育委員会委員	松村眞理子
	教育委員会委員	高橋智佳子

出席職員	教育次長	高橋直人
	教育政策課長	藤原康宏
	学校運営課長	田中哉子
	学校I C T 課長	西原昌典
	学校施設計画課長	鈴木隆介
	教育指導課長	斎藤圭祐
	教育支援課長	末木顕子
	統括指導主事	佐藤泰之
	統括指導主事	久野歩
	生涯学習課長	斎藤洋介
	八雲中央図書館長	坂本祐樹

書記	川島健
	松園拓人

(議事日程)

日程第 1	協議事項	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う幼稚園教育職員の関係規則の一部改正について
日程第 2	協議事項	目黒区文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第 3	報告事項	令和 7 年度目黒区教職員等の配置状況について
日程第 4	報告事項	令和 6 年度目黒区立学校卒業生の進路状況について
日程第 5	報告事項	令和 6 年度目黒区立学校におけるいじめの状況について
日程第 6	報告事項	令和 6 年度目黒区立学校における不登校の状況について
日程第 7	報告事項	教育委員会名義の使用承認状況について

(午前9時30分開会)

○教育長 令和7年第16回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は片山委員です。それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う幼稚園教育職員の関係規則の一部改正について（協議事項）)

○教育指導課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。  
特にないようですので、この協議を了承します。  
次に、日程第2を議題とします。

(日程第2 目黒区文化財保護審議会委員の委嘱について（協議事項）)

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

○委員 条例に再任を妨げないという文言はありますが、文化財保護審議会委員の中には長期間にわたって委員を務めている方もいます。代え難い人材であるとは思いますが、在任期間に期限を設けて新しい人材を任用し、目黒区の文化財保護についての施策を見直すことも大切であると思いました。

○生涯学習課長 文化財保護審議会委員の在任期間については、様々な考え方があるかと思います。委員ご指摘のとおり、新しい人材の登用による新陳代謝を図ったり新たな視点からご意見をいただいたりすることなど、在任期間に期限を設けることの利点もあると思います。一方で、目黒区の文化財保護についての知見を有する方に引き続き担っていただく利点もあると考えています。今後の審議会委員の在り方については、これらを総合的に踏まえたうえで調査研究していきたいと思います。

○委員 今お話しいただいた内容も理解できますが、長い間同じ人物が在任することで、組織が硬直化し、停滞してしまう恐れもあると思います。答弁は不要ですが、在任期間について、長くても5期や10年までといった期限を設けるのが良いというのが私の意見です。

○教育長 その他ご質問等はありますか。  
特にないようですので、この協議を了承します。  
次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 令和7年度目黒区教職員等の配置状況について(報告事項) )

○教育指導課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありますか。  
特にないようですので、この報告を受けました。  
次に、日程第4を議題とします。

(日程第4 令和6年度目黒区立学校卒業生の進路状況について(報告事項) )

○教育指導課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありますか。  
特にないようですので、この報告を受けました。  
次に、日程第5を議題とします。

(日程第5 令和6年度目黒区立学校におけるいじめの状況について(報告事項) )

○教育指導課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありますか。  
○委員 いじめ記名式アンケートは6月に、いじめ無記名式アンケートは9月と2月に実施しているという記載があります。いじめはいつ起こるかわからないものですが、これらのアンケートは通年で行われていないのでしょうか。

○教育指導課長 いじめのアンケートについては年3回、全校が必ずこの時期に実施しています。それ以外の時期については、例えば、「めぐろそうだんポスト」のような形でいつでも相談できる体制を整えています。

○教育長 その他ご質問等はありますか。  
特にないようですので、この報告を受けました。  
次に、日程第6を議題とします。

(日程第6 令和6年度目黒区立学校における不登校の状況について（報告事項）)

○教育支援課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

○委員 先ほどのいじめの問題とこの不登校の問題について、どちらもスクールカウンセラーが様々な場面で活躍していると聞いています。教員も授業などで多忙だと思いますので、このような人材をぜひ活用して問題解決に結びつけてほしいと思います。そこで伺いたいのですが、目黒区ではどのような資格を持つ方をスクールカウンセラーとして任用しているのでしょうか。また、派遣の体制についても教えてください。

○教育指導課長 臨床心理士や公認心理師の資格を有する、心理に関して専門的な知見を持った方をスクールカウンセラーとして任用しています。スクールカウンセラーには、東京都からの派遣と、目黒区からの派遣があり、各学校に週2回から4回程度派遣しています。

○委員 スクールカウンセラーは正規の職員としてではなく、委託のような形態で働いているのでしょうか。勤務条件を教えてください。

○教育指導課長 目黒区から派遣しているスクールカウンセラーは、会計年度任用職員になり、月給制となっています。東京都から派遣されるスクールカウンセラーは1日単位で給料が発生しています。

○委員 年度初めや林間学校等の行事前などには健康診断があります。その際に不登校の児童・生徒を学校へ呼び、学校医と関わりを持たせるのも良いのではないかと思いました。都立の中学校や高校では既に多く実施していますが、学校に来る良い機会になると思います。

また、不登校の解決に向けた取組の1つに、長期欠席者に対して、大学で心理学や教育学を専攻している学生がメンタルフレンドとなり、話し相手や遊び相手になるとともに登校支援等を行うという活動があります。目黒区ではどのように学生を探し、任命しているのでしょうか。また、人数はどれくらいいるのでしょうか。

○教育支援課長 メンタルフレンドは大学で教育学や心理学を学んでいる学生

に依頼しており、今年度は10名に登録いただいています。昨年度はトータルで17名の方にご協力をいただきました。また、募集の方法ですが、区の公式ウェブサイトへの掲載のほか、各大学にポスターやパンフレットを送付して周知することで、メンタルフレンドの確保に努めています。

○学校運営課長 不登校児童・生徒の健康診断の機会について、現状の取扱いを説明します。

学校の定期健康診断は、集団健診としているため、基本的に決まった日時に学校で受けることが原則になります。ただ、不登校の児童・生徒は、そもそも学校に来ることが難しいため、集団健診の日程で健康診断を受けることができなかった場合には、学校医の協力を得て学校医のクリニックで健診を受けることをお願いしています。

委員ご指摘のとおり、やはり学校医との関わりも必要なことかと思います。学校で健康診断を受けることが難しいような場合でも学校医との関わりが持てるよう、検討していきたいと思います。

○委員 教育相談の実績について、不登校を主訴とした来室相談件数が547件、不登校以外を主訴とした来室相談件数が1,548件とありますが、これは保護者からの相談件数でしょうか。それとも本人からの相談件数も含まれますでしょうか。

また、区費のスクールカウンセラーが28人いるとのことですが、この28人の中で公認心理師の資格を持つ方は何人いますでしょうか。

○教育支援課長 まず1点目の教育相談については、ご本人からの相談も含めた件数を記載しています。

次に2点目の資格についてですが、区費のスクールカウンセラーのうち、何名が公認心理師の資格を持っているかという数字が手元にないため、調査して回答します。なお、スクールカウンセラーは臨床心理士又は公認心理師の少なくとも一方の資格を持つ方になります。

○委員 これから調べるのであれば調べなくて構いませんので、来年度からは採用する際に資格を確認した方が良いと思いました。

○教育支援課長 確認していきたいと思います。

○委員 公認心理師の時間単価、報酬は23区で随分とばらつきがあると思います。報酬単価が高い区に流れる傾向があるため、全

体の状況を把握しながら目黒区の報酬を検討していただきたいと思います。

○教育支援課長 心理職に限らず、やはり勤務条件は大事だと思っています。賃金や働きやすさ、働きがいなどについては、応募者の方々がそれぞれ比較検討するものと思いますので、この機会に他の自治体の状況を把握し、今後どのようにしていくか検討したいと思います。

○教育長 不登校児童・生徒の定義の中で、ただし書きとして、「病気」や「経済的理由」による者を除くとあります。この「病気」や「経済的理由」による者の数は目黒区や東京都又は国で把握しているのでしょうか。

○教育支援課長 児童・生徒ごとの個表に、病気や経済的理由を含む登校できない主たる理由を記録しています。そのデータを東京都を経由して最終的に国が集計し、11月に報告書としてまとめられています。

○教育長 「経済的理由」という文言から受け取る印象からすると、義務教育段階で「経済的理由」により登校しない又はできない子は絶対にいてはならないと思います。個表の記載からすると、「経済的理由」とは、ヤングケアラーのような状態の子どもを指しているのでしょうか。

○教育支援課長 この「経済的理由」の欄には、家計を維持するために働いたり、兄弟の面倒を見ている場合に記載することとなっています。現在目黒区ではこの理由による不登校の児童・生徒はいません。また、個表の中には「ヤングケアラーの状態」という項目もあり、ヤングケアラーに該当すると考えられる場合は、この欄に回答することになっています。

○教育長 いずれにせよ、このような状態の児童・生徒がいる場合は、就学援助制度をはじめ、様々な福祉的な観点から支えていかなければいけませんので、そういう視点をきちんと関係者一同で持ちたいと思います。

その他ご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第7を議題とします。

(日程第7 教育委員会名義の使用承認状況について (報告事項) )

- 教育政策課長 (資料により説明)  
○教育指導課長 (資料により説明)  
○生涯学習課長 (資料により説明)  
○教育長 この件についてご質問等はありますか。  
特にないようですので、この報告を受けました。
- 教育長 その他なにかありますか。  
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時39分閉会)